

資料4-2

FISIM 推計に関する補足参考資料

I. FISIM の導入方針

FISIM は従来 GDP にはカウントされなかった金融仲介サービスを明示的に計上するという点で現行推計とは異なった考え方をとるものであるが、金融サービス産出額を特別扱いせず一般の通常の財サービスとして扱えるより望ましい方向に近づくものである。従って、FISIM を導入する方向で検討を進めるべきであるが、まだ検討を要する点が残されていることや、導入の考え方を周知し、また導入の効果を十分見極める必要があることから、直ちに現行推計体系に組み入れることは行わず、今後の委員会の議論を経た上で、当面は参考試算値として公表することとする。

EU 方式を基本としつつ、我が国の実情に即した FISIM の計測を行う。ただし、2008 年を目途とした 93SNA リビジョンでの金融サービスにかかる議論¹が別途進んでおり、金融サービスの範囲等の概念が変更される可能性もある。

93SNA リビジョン等での議論の方向性を注視しつつ、引き続き検討を行っていく。

(基本的な考え方) 事務局は「当面EU方式での推計を行いたい。」と考えている。

* 一部の委員は「FISIM 対象金融手段を預金と貸付に限定する EU 方式には問題が多い。2008 年の 93SNA 見直しでは債券に対象が拡大するのは確実であることから、先取りして債券も含めて推計すべき。」との意見。

II. FISIM 検討の経緯

現行金融産出額は 68SNA の帰属利子方式で推計している。68SNA では、銀行及び類似の金融仲介機関の預金を基にした貸出及びその他の投資による受取財産所得と支払利息との差額を「帰属利子」として把握し、その配分については、全て名目産業が中間消費するものとしていた(68SNA6.32~35)²。これに対し、1993 年に国際連合より勧告された 93SNA において FISIM(Financial Intermediation Services Indirectly Measured、間接的に計測される金融仲介サービス)の概念が導入された。93SNA では、金融仲介機関が明示的に料金を課さないサ

¹金融サービスを「仲介活動」ではなく「リスク管理」と「流動性転換」の2つの点から捉え直すこと、また、債券が「金融サービス」を担うものと捉えることなど。

² 68SNA では、銀行及び類似金融仲介機関の受取財産所得マイナス支払利子で計算される帰属サービス料をその産出に含めることを勧告している。我が国では、保険会社・年金基金を除く金融機関についての受取財産所得マイナス支払利子を「帰属利子」として、その産出に含め、ダミー産業が全ての帰属利子を中間投入するものとしている。

ービスの価額の測定について、間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)を定義し、FISIMはその利用者に配分することが勧告された(93SNA.124~125)。

93SNAでは具体的な推計手法が勧告されていないこともあり、各国は独自に検討を行ってきた。カナダ、オーストラリアは早い時期からFISIMの計測・配分を導入し、米国³も2003年よりFISIMと似た概念を用いて金融仲介サービスの配分を行っている。国連での議論を引き継ぎ検討してきたEUでは、2002年に欧州委員会規制(No.1889/2002)により最終的なFISIMの推計手法が示され、2005年中の導入が進められている。

1. 我が国が想定するFISIMの概念

(1) 我が国の国民経済計算は2000年に93SNAへ移行したが、国際的検討が続くFISIMの計測・配分の導入は見送られた。このため現行金融仲介サービスの生産は帰属利子として推計され全額名目産業の中間投入として取り扱われていた(68SNA方式)ことから、昨年度よりFISIM検討委員会を設置し、EU案に基づくFISIMの導入について検討を行ってきた。

(2) 93SNA(マニュアル)は、「・・・金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定について間接的な測定法を用いなければならない。それが間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)である。」(93SNA.6.124)と定義していた。ただし93SNAでは、FISIMの概念や推計方法の議論が収斂していなかったことから、その後の国際的な検討は欧州共同委員会(EU、EUROSTAT)で継続して行われることになった。2003年秋には、ほぼ収斂をみた(注：国際的検討の概要は第1回委員会配布参考資料p28-51、参照)。

このため、わが国でも基本的にはEUの考え方に沿って、「金融仲介機関のみが業として行いうる独自のもので明示的な対価のないサービス」の産出額の把握を行なうこととした。

(3) FISIMの国際的な検討を引き継いだEUでの検討はEUROSTATが中心となり行われた。主要部分の一部に関して1996年6月のEUROSTAT作業委員会で合意を見た。しかし、参照利子率の計算方法等に関しては更に検討を続けることとなり1998年2月16日付欧州委員会会議規定No448/98により、課題となっていた「参照利子率」等の項目に関して、加盟国に複数の方法での試算の提出を義務付けた。それらの試算結果は2002年6月EU(欧州委員会)会議に報告⁴された(添付資料、参考5-1-1-1(2002年6月21日、Brussels。なお、第1回FISIM委員会で配布した参考資料の「P45~51」部分はこの資料からの抜粋。)は邦訳。参考5-1-1-2は原文。)。この報告を受けた2002年12月EU(欧州委員会)会議で、2002年6月の欧州委員会会議の結論どおりに欧州委員会規制(No.1889/2002)でFISIM推計最終案として勧告された。

³米国は従来から帰属利子を最終消費としていた。このため、参照利子率を用いて配分を行うことで中間消費に回る分GDPが従来より低下する。

⁴2002年6月欧州委員会での合意事項の概要は第1回FISIM検討委員会での配布資料「参考資料」P29を参照。詳細は「欧州委員会による欧州評議会及び欧州議会への報告」(2002年6月21日、Brussels。別添資料の「参考5-1-1-1」)参照。

(4) EU 検討の合意事項の概要(第 1 回 FISIM 委員会配布の参考資料 P28~29)

1) 1996 年 6 月 EUROSTAT 合意事項(EUROSTAT 作業委員会)

- ① FISIM 対象商品は預金・貸出金に限定され、債権は含まない。
- ② FISIM の対象は、調達残＝運用残となっている部分に限定されない。
- ③ 中央銀行は対象外(別途、費用積上げ方式で計算。金融仲介機関の中間消費)
- ④ 金融仲介機関相互の取引についても FISIM を発生させると考える。

2) 2002 年 6 月 EU(欧州委員会)会議での合意事項。→ 2002 年 12 月 欧州委員会規制 (No.1889/2002)で勧告。

- ① 対象は S122 及び S123 における、貸付と預金のみ。
- ② 中央銀行(s121)の算出はコスト積上げ。
- ③ 参照利子率の計算方法はいくつかあるが、望ましいのはインターバンクレート (Method1)。
- ④ 家計は、住宅貸付、家計企業への貸付、一般家計への貸付、家計企業への預金、一般家計の預金に分けて把握する。
- ⑤ マイナスの FISIM の概念の取り入れには反対の国が多いが、一部の国では手数料収入などもあるので、マイナスの FISIM が発生する可能性を認めている。
- ⑥ 実質化の方法。残高は国内最終需要の物価指数デフレータを使用。
- ⑦ 加盟国は 2005 年暦年より、FISIM の配分を行う。

[以下、我が国の対応]

2. FISIM の対象範囲について

- (1) FISIM の対象範囲については、FISIM を生産する主体としての金融仲介機関側の範囲と FISIM を生産する対象商品(金融手段)側の範囲に分けて検討した。特に我が国が特別扱いする部分を中心に委員会では検証を行った。
- (2) 生産主体側。 FISIM を生産する金融仲介機関側の範囲に関しては EU の扱いに一致している(中央銀行は FISIM の対象外とした。我が国では独自に対象とすることが適当と一時考えていた証券会社も、第 3 回委員会対象外とした。)
- (3) 対象側。 FISIM 対象の商品(金融手段)側の範囲に関しては、EU の扱いでは「貸出」と「預金」に限定し、債券全体を対象外としている。我が国でも原則として債券を対象としないうが、例外的に「金融債」と「私募債」を FISIM の対象とする方向で検討を進め、預金類似の金融債は FISIM の対象とすることにした。ただし私募債に関しては、公募債との区別がつきにくい現状を踏まえ、貸出類似の「証書形式の私募債」のみを FISIM の対象とすることにした。
- (4) 以上のような従来からの課題の他に、①委員からは現行の EU 方式の FISIM への課

題としていくつかの提言がある。例えば「公的金融機関」のコスト積み上げによる推計が提案されてもいます。②国連の2008年を目処とした93SNAの見直しの動きがありません。第1回委員会でも紹介していますFISIMの概念や対象を変える内容を含んでいます。(5) こうした新たな課題の指摘はありますが、EU各国が本年(2005年)FISIMを公表しつつあります。委員の意見を聞きながら、事務局としては我が国も当面はEU方式(現時点での国際基準といえる)に沿う方式での公表を目ざしています。

3. 対象機関関係(主体側)

(1) 金融仲介機関のうち、S122(その他の預金取扱機関)、S123(保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関)をFISIMの生産をする対象機関⁵としています。

① EUの扱いに沿ってS121中央銀行はFISIMの対象とはしない。産出額はコスト積み上げ方式で推計する。次項(2)参照。

② 証券会社は93SNAでも、EUでもS124(金融補助機関)に格付けられてFISIMの対象ではない。我が国の93SNA移行期の検討時には我が国独自にS123(保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関)に格付けをしようとしたが、今回の委員会での検討を通じて主要な業務(収入)は「金融仲介機能」ではなく、手数料ビジネス(2003年度で6割を超える)「金融補助サービス」であることが分かったので、我が国でもS124(金融補助機関)に格付けを戻し(第2、3回FISIM委員会)、FISIMの対象外とした⁶。

(1) (考え方2) 日銀の産出額と配分先について

① 93SNAの定義

「中央銀行によって提供される金融仲介サービスも他の金融仲介機関のサービスと同じように測定されるべきである。中央銀行が果たす特有の機能のために、その産出価格は使用される資源に比べてしばしば異常に大きなものとなる。中央銀行が行なう金融仲介以外のサービスも、他の金融企業と同じように、課せられた料金あるいは手数料によって評価されるべきである。」(93SNA, 6.132)としており、FISIMの対象としているといえる。

② EUの考え方

EU合同会議(1996年)において、中央銀行の「金融システムの監督者」としての機能を重視し、金融仲介に該当する機能は限られているとの考え(オーストラリア、カナダ)が支持され、中央銀行の取り扱いは次のようになった。i)中央銀行はFISIMの計

⁵ S122には、我が国の現在の整理では国内銀行や中小企業金融機関、農林水産金融機関、郵便貯金等が含まれ、S123には、ファイナンス会社、財政融資資金、政府系金融機関等が含まれる。

⁶ 第3回FISIM検討委員会での決定事項。なお、日本銀行作成の資金循環統計では、引き続きS123として取り扱いが行われる。

測に含めない。ii)その産出はコストの積み上げで計測する。iii)中央銀行の基本的な機能は「金融システムの監督者」としての機能であるので、便宜上、その産出は全て金融仲介機関の中間消費とする、とされた。

③ 我が国の考え方

我が国も EU の考え方を採用する。

<1> 日銀の産出額

④ 産出額計測の考え方と試算 直接税(剰余金相当)扱いの

政府サービス生産者の産出額は「営業余剰のない」コスト積み上げ方式で推計される。この(営業余剰のない)コスト積み上げ計算をし、営業余剰を原資として「日銀納付金」と「配当金」の支払いをしようとする、支払原資を確保できず欠損状況を引き起こす。この欠損状況を避けようとして前回(第5回)委員会では、事務局案として日銀の生産額の推計に「日銀納付金」を含めて積み上げ計算する方法を示した。日銀納付金が直接税かどうかを確認するようにご指摘をうけました。現在の SNA 推計での格付けは剰余金から発生する「直接税」として扱っています。その後、委員にご指摘いただいた「間接税」扱いできる「財政独占」(93SNA,7.69。⑥資料 4-2,p2-6)の扱いができるものか検討しましたが、この概念に中央銀行の活動を当てはめることには無理があるように考えました。そこで基本に戻りコストではない「日銀納付金」と「配当金」は加算しないこととしたい。

<2> 日銀の産出額の配分先

⑤ 産出額の消費先について

(考え方2b) 日銀生産額の配分先: 「金融システムの監督者」つまり金融仲介機関向けのサービスを主とみなす。

上記の② iii)での EU の整理は、「金融システムの監督者」としての機能であるので、便宜上、その産出は全て金融仲介機関の中間消費とする。」とされている。

日銀も EU の中央銀行も、現実には「金融政策」に相当する業務もあろうが、EU では「金融システムの監督者」を主たる機能と位置づけているので、EU と同様の処理で「金融仲介機関の中間消費」と考えることになる。

<検証項目> 日銀と EU 諸国の中央銀行との機能の差について議論の必要がある。

なお、中央銀行の産出の消費先については、中央銀行の行っている金融政策を政府類似のサービスと捉えて他の政府サービスと同様に最終消費とする考え方もある。しかしながら、中央銀行のサービスは金融政策関係のサービスというよりは金融仲介機関向けのサービスを中心として、EU は「金融システムの監督者」つまり金融仲介機関向けのサービスを主とみなしている。他方、政府類似のサービスと金融仲介機関向けのサービスとに分割することも

困難である。このため、EU の取り扱いと同様、金融仲介機関の中間消費とする。

(2) **考え方3** 公的金融機関の範囲について。

→ 「金融仲介機能」を果たしている。

① 93SNA では金融仲介機関の定義として「その自己勘定で金融市場で負債を発行し、資金を借り入れ、その資金を他の制度単位に様々な条件で貸し出す。」(93SNA 6.121.)とされている。公的金融機関もこの定義を満たしていると考えられる。なお、中央銀行⁷(日本銀行)を FISIM 対象外とした判断基準である主要業務(中央銀行の場合は「金融システムの監督者」)に着目すると、公的金融機関の主要業務は、「金融仲介機能」であるため、公的金融機関を FISIM 対象機関とする。

② また、第4回、第5回委員会では「公的金融機関は FISIM の対象となり得るのか」との指摘を受けましたが、現時点での事務局の整理は以下のようになります。

i) 現状について。事務局における現在の FISIM の整理と試算に関しては、公的金融機関(郵貯や政府関係金融機関を含む)を FISIM 推計の対象としております。

[関係資料: ⑤(第5回委員会)資料 2-1、]

ii) 理由は、金融仲介機能を果たしているとみなせることです。

- a. 預金で集めた資金を貸し付ける通常の「金融仲介」機関とは異なる業務形態をとっているタイプとして、第4回委員会で藤井委員から FISIM 対象金融機関の「貸出」と「預金」の割合の観点から様々なタイプがあることをご説明いただき、「調達元に預金を持たないノンバンク」と「運用先に直接に関係しない郵便貯金」等のタイプがあることを示していただきました(第4回資料3の図1(p2))。
- b. しかし、これら一方の機能に偏る機関であっても、「金融仲介」機能を果たしているとみなせると考えています。93SNA では金融仲介機関を、「金融仲介機関は、その自己勘定で金融市場で負債を発行し、資金を借り入れ、その資金を他の制度単位に様々な条件で貸し出す。……」(93SNA-6.121)としており、上記の FISIM 対象機関はこの定義を満たしていると考えられるからです。資金運用部もこれを満たしていると考えます。
- c. 93SNA では、金融機関の内訳部門に関しては次のように記述されています。「法人・準法人の金融機関は、以下の内訳部門に分類される。(a)中央銀行、(b)その他の預金取り扱い機関((i)預金通貨機関、(ii)その他)、(c)保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関……」(4.83)。そして、「更に法人・準法人の金融機関は、政府、民間または外国による支配の形態により以下のように再分類する場合もある。(a)公的金融機関、(b)自国民間金融機関、(c)外国支配金融機関……」(4.84)のように記述さ

⁷中央銀行については、EU の機能に着目する考え方を我が国では支持している。この考え方は、「中央銀行の主要業務は『金融仲介機能』ではなく、中央銀行の基本的機能は『金融システムの監督者としての機能』である」というものである。

れます。ここでは2種類の内訳項目があるといっています。そして付録V「分類と勘定」(93SNA、邦訳下巻 P271⁸)の「A制度部門の分類(S)」にこれらを具体的に表現しています。「S122 その他の預金取り扱い機関」は「S1221 預金通貨機関」と「S1222 預金通貨機関を除くその他の預金取り扱い機関」から構成されますが、それぞれが公的(機関)分類、「S12211 公的」「S12221 公的」を内訳に持っている分類構造になっています。「S122 その他の預金取り扱い機関」が FISIM の対象機関とされますので、その内訳の「S12211 公的」「S12221 公的」部分も FISIM の対象と考えるとも良いと考えます。

d. FISIM の対象としない「中央銀行(日本銀行)」の扱いとの関係について。

第2回 FISIM 委員会において、EU での議論「中央銀行の主要業務は『金融仲介』機能ではなく、『中央銀行の基本的機能は金融システムの監督者としての機能であって金融仲介ではない。FISIM の計測には含めない。』という EU の考え方を支持して FISIM の対象外としたものでした。今回の「公的金融機関」を対象外とする議論には、このような業務の内容面からの例外措置を講ずるほどの理由が見当たらないと考えます。

e. 日本標準産業分類(JSIC)での扱いは次のようになっています。金融業のうち(1)資金融通機関に該当し、その説明には「郵便貯金・為替・為替業務取り扱い機関、預金の受け入れを行わない政府関係機関及び…」となっており、中分類63に該当する。(アンケート資料<参考 5-3-1>平成 14 年改訂分類での中分類コードは 63、同<参考 5-3-2>平成 5 年改訂分類での中分類コードは 65。第3回 FISIM 検討委員会資料 3 の P13 参照。JSIC での政府関係金融機関の対比表。⁹)

iii) なお、第2回、3回委員会でご説明いただいた委員の「FISIM をめぐる覚書」では、生産額の推計方法として、「日銀」のみならず「公的金融機関」をコスト積み上げで計算するという提言がされています。また政府貸出機関は金融機関ではないと整理されます。この説明を委員の「覚書」の P4 の下欄外の「注5」に見ることができます。「ある種の政府機関は、」の説明の中で、「…あるいは、政府資金によって貸出を行う。…後者の場合は金融仲介を行っていない(従って金融機関ではない。)」が、…政府貸出機関を除き 93SNA の FISIM の計測対象になる。政府貸出機関は、93SNA 上、金融機関ではなく、非市場タイプの政府サービスに含まれる。…」()とされています。

⁸ 第1回 FISIM 委員会資料、参考資料 P19-1 参照。

⁹ 同「参考資料」P73 の上段参照。参考:アンケート資料-参考 5-3-1「14 年改定 JSIC」より抜粋、3-3-2「5 年改定 JSIC」より抜粋。

4. 対象商品関係

(1) EU 規制に基本的に準拠し、貸付・預金およびその類似商品(金融債・私募債の一部)を FISIM 対象とする。

(2) EU の考え方

EU においては FISIM 対象商品を貸付・預金に限定している。この判断は「金利設定¹⁰⁾(金融仲介機関がプライステイカーでなく、金利を設定できる商品=①直接市場での発行+②直接の手数料徴収がない¹¹⁾)の可否である。

EU は、以下①②¹²⁾により債券での取引はサービスを産出する余地がないとし、FISIM を産出する商品を貸付・預金に限定している。つまり、EU では、93SNA が想定していた「間接的に計測される金融仲介サービス」=「金融仲介機関が行う明示的に料金を課していない金融仲介サービスの把握」(93SNA6.122¹³⁾)としていた定義を、「間接的に計測される金融仲介サービス」=「金融仲介機関が行う明示的に料金を課していない貸付・預金を(範囲とする)サービスの把握」に転換したことになる。

- ① EU の考え方としては、「…なぜなら、金融仲介機関がオープンマーケットにて債券(株式を除く証券)を購入もしくは売却する場合、金融仲介機関は購入もしくは売却する証券の価格、その結果として、受取もしくは支払い利率も決定することができないプライステイカーにすぎないからである。」(2002.6.21、「欧州委員会による欧州評議会及び欧州議会への報告」P7)といている。証券に関しては「金利設定」ができないものとし、貸付と預金のみが金融仲介機関によって「金利設定」が可能であるとしています。
- ② 債券(株式を除く証券)の売買を行うに際しては、金融仲介機関がそれ以外の主体(他の単位)に対して果たす役割が、非金融仲介機関が果たす役割と異なること(=「金融仲介機関としての特別の関与はしていない」こと)から、生産とは認めていない。
- ③ EU での合意に沿って、貸付・預金サービスの把握を行うため、貸付の資金が自己資金以外であるかどうかを問わないこととした。従って調達側自己資金に関しても FISIM を生産する。
- ④ なお、一部委員からは以下の理由により、EU が FISIM の対象を「預金」と「貸付」に限定することは誤りとする意見が出された。
 - i) 「コントロール基準」によれば、金利設定力があるから、サービスを上乗せして、その価格を顧客に請求することができると考えているが、上乗せされたものがサービスである必然性はない。力関係を利用して金利を上乗せした(要するに移転)

¹⁰⁾ 第 5 回 FISIM 件と委員会で決めた名称。

¹¹⁾ 第 3 回 FISIM 検討委員会で示した我が国の形式基準。

¹²⁾ Hill(1996)(第 1 回 FISIM 検討委員会の配布資料「参考資料」P7)参照、「欧州委員会による欧州評議会及び欧州議会への報告」(2002)(同封の「参考 5-1-1-1」P7)参照

¹³⁾ 93SNA6.122.(第 1 回 FISIM 検討委員会の配布資料「参考資料」P8)参照

と考えてはなぜいけないのか。

ii).上記コントロール基準は不明確なため、「預金」と「貸付」に限定することは誤り。

(3) **考え方4** 対象商品に関する我が国の対応

① 我が国の考え方。EUの考え方を採用し、金融仲介機関がプライステイカーである金融商品(債券)については FISIM の対象から除外し、金融仲介機関が「金利設定¹⁴」することができる商品とそれに類似した商品(金融債と私募債の一部を想定)を FISIM 対象とする。

② なお、「金利設定」とは、「価格を独占的に操作すること」ではなく、「金融仲介機関がサービス料を含めた価格(金利)を設定できる。」という意味で用いようとしている。つまり、「貸付」の場合には、借り手と貸し手の関係や市中金利等を考慮した上で「金融仲介機関」が顧客に対して「貸出金利を設定できる¹⁵」と考え、「預金」の場合には「金融仲介機関」が顧客に対して「預金金利を設定できる¹⁶」と考える。

② 金融仲介機関が最終的には¹⁷価格設定を行う(プライスセッター)ことのできる商品を FISIM 対象とする。これは、「金利設定(以前は価格コントロールといていた)」の意味を「金融仲介機関が顧客に対して最終的には価格(金利)を設定できる」という意味に解釈している。

③

参考1 「価格コントロール」の用語について

- ① FISIM 対象商品を選別する基準としての当初「価格コントロール」の用語は重要な位置づけと考えます。第3回 FISIM 検討委員会(16.11.24)ではそれまで議論で使用していた「価格コントロール」の用語には「独占的に価格を操作できる」の意と誤解される懸念があるので「別用語を使うべき。」とのご指摘がありました。このため第4回委員会に事務局からの案として「価格設定」を提出しました。委員会の議論の中で委員から「金利設定」が提案されました。FISIM 対象商品を選別する基準として重要と考える「価格コントロール」の用語は第5回委員会で「金利設定」とすることとなりました。
- ② 第4回 FISIM 検討委員会で委員から、「金融仲介機関同士の取引の場合、貸し手側、借り手側のどちらが価格コントロールをするのか。」という質問がありました。

¹⁴ 第5回 FISIM 件と委員会で決定された名称。

¹⁵ 貸し手としては、借り手が提示金利を許容しない場合、その資金を貸出ではなく証券運用に振り替えることができる(FISIM はゼロとなるが、財産所得としての収入となる)。また、参照利子率にアクセスできる借り手の場合でも、不況時の安定的な資金供給等のサービスを望む場合などは、サービス料を含むものとして提示金利を許容するだろう(見合わないと判断した場合、参照利子率にアクセスする)。

¹⁶ 預金者が参照利子率にアクセスする代わりに、金融仲介機関の提示する「参照利子率-サービス料」の預金金利を許容して預金を行うのは、金庫としての役割や換金性、利便性等のサービスを求めているからである。

¹⁷ 決定までの過程には、周辺的环境を考慮し、一部顧客の要望等を聞く場面があるとしても、決定する瞬間は、独自に価格を決定できると考える。

③ 現在のところ(3)に記述したように、個々の取引では現実には力関係で価格が設定されるものと考えています。「金融仲介機関(グループ)同士の取引」としては FISIM の受け払いの相殺があり FISIM は 0 となると考えます。

(3) 金融仲介機関同士の取引。

① EU では、金融仲介機関(グループ)同士の取引のインターバンクレートを参照利子率としている。考え方としては、金融仲介機関同士(グループ)の取引利子率は「リスクプレミアムを最大限取り除き、さらにいかなる仲介サービスを含まない率」と定義される参照利子率(93SNA6.128)に相当する。ただし 96 年の EU の合意として「金融仲介機関相互の取引についても FISIM を発生させると考える。」とされていることから、個々の取引をみると「金利設定」が行われて FISIM の発生が認められるが、金融仲介機関全体では相殺されて、FISIM の発生はゼロと考える。

概念上「金融仲介機関グループ」全体ではその取引利率は参照利子率¹⁸とみなされるため FISIM はゼロとなるが、率差が 0 だから FISIM の発生がないのではなくて、受払いの FISIM サービスが相殺されることによって FISIM が 0 と考える。

(5) 金融債、私募債の考え方

① 金融債については、93SNA 移行期の検討委員会において「預金の性格を持つ金融債は FISIM の対象とすべき。」という意見があり¹⁹、以降わが国では FISIM の対象として扱ってきたものです。第 2 回委員会資料 2(p7)で預金の性格として 3 項目(①預金に代替する調達手段、②預金同様の貯蓄機能、③預金同様、金利設定が可能)を示しています。

② 私募債については、縁故債の証書形式は貸付と認識できませんが、それ以外の部分については、「公募債」と区別することが難しいことから、我が国独自の扱いをしないこととしたい。

(参考 2) 私募債について

a. 私募債については、93SNA 移行期の検討委員会において「貸付の性格を持つ私募債は FISIM の対象とすべき。」という意見があり、以降わが国では FISIM の対象としてきたものです。第 1 回委員会参考資料(p55)や第 2 回委員会資料 2(p8)では公募債とは異なる性格として 3 項目(①非市場、②貸付と同様の金利設定、③縁故債の証書形式は貸付)を示しています。

なお、これまでの整理では表現しきれいかなかった私募特別債(注 1)の存在を認

¹⁸ EU の場合、参照利子率＝金融仲介機関同士の取引金利であるため、この考え方が成り立つ。我が国では、参照利子率を金融仲介機関が金融機関から調達する利子率を採用しているため、厳密には成り立たない。

¹⁹ 第 1 回 FISIM 検討委員会での配布資料「参考資料」P58 参照

識したので、これまでの一覧表を改訂した(注 2)。

(注 1)〈アンケート補足資料 4-3〉「私募債について(FISIM 対象との関連)」の p3 と p1 の「図表 1」の⑧参照。(注 2) 同資料の p1 の「図表 1」参照。

b. 私募債を「引き受け手」の差により判別できる可能性を検討。

i). 「近年、銀行が積極的に私募債発行のアレンジを行い、機関投資家へ販売するケースが散見されるようになってきている。この場合、発行価格の決定が公募発行のプロセスに近い形となり(公募債と同様に時価会計に晒されるため、価格決定は市場での価格決定に類似するプロセスで通常行われている)、保有会社(投資家)には価格決定権がない形となる。」(第 2 回委員会資料 2(p8))という課題があった。

ii) 考え方としては、私募債を保有する形態には、証券会社等が引受を行い複数投資家に販売を行う形式のものと、少人数私募や銀行が単独で引き受けるような、より貸付に近い形式のものがある。金融仲介機関が金利設定(プライスセッター)可能なものを FISIM の対象とするという観点からみると、証券会社が引受を行うものは複数投資家の需要価格で引受価格が決まるため FISIM の対象外とし、少人数私募や銀行単独引受のような証券会社を挟まない形での引き受けの場合、金融仲介機関がプライスセッターとなるため FISIM の対象とするように考えることができる。

iii). なお、私募債のうち、地方債で証書形式の縁故債は、通常指定金融機関が全額引き受けそれを機関投資家に販売するが、そのまま保有するケースもある。この場合、金融仲介機関はプライスセッターであるため FISIM の対象とする。

iv). データ面の制約

以上の引受け手の観点から、私募債のうち「銀行の単独引き受け」の場合を FISIM の対象とし、証券会社が引き受けを行うものを FISIM の対象外とする選別を、第 4 回委員会で紹介した「私募債便覧」から行なおうとしたが困難な状況にある。(資料の具体的な情報状況は〈アンケート補足資料 4-3〉の p5,6 を参照。)

c. 私募債を「発行主体側の属性」等により判別することを検討した。

i). 「発行主体の規模」の小規模分、あるいは「非上場企業」分は、信用力の点から「私募債」を「貸付」と同様な機能を持つものと位置づけることができるのではないかと考えて、私募社債分に関しては「私募債便覧」の「私募債」発行リストから、「上場企業分」を排除したケースや、発行金額の規模の大きなもの(例えば 10 億円以上は公募に近い意味を持つとみなして。)を排除したケースについて「貸付機能の範囲」の「私募債」分の推計を試みました。〈アンケート補足資料 4-3〉「私募債について(FISIM 対象との関連)」を参照して下さい。

ii) しかし、いろいろなケースがあるようです。

(6) 金融サービス(FISIM の対象)の範囲見直しの動き

第1回委員会でも、国連が93SNAの見直しを2008年に行おうとする動きを紹介していますが、見直しの一環として金融サービス(FISIM)の考え方を、「金融仲介サービス」から「リスク管理」と「流動性の転換」機能へと変えようとする動きがあります。今後この変更が支持され認められますと、結果として対象商品を債券にまで拡大することとなります。この点に関する最近の動向は、アンケート資料<参考 5-2>を参照して下さい。

5. 参照利子率

(1) EUの参照利子率

EUが提案する金融仲介機関同士の利子率の計算方法を参照利子率とする考え方を採用する。EUでは、2002年の欧州委員会規制(No.1889/2002)において、「純粋な利子率」という概念に極めて近く、かつ、わかりやすいもの、93SNAでも推奨されているもの、安定した結果を得られるものとして、インターバンク貸出レート²⁰が選択された。

(2) (考え方5)我が国の参照利子率

① EUが提案するインターバンクレートによる参照利子率方式(「金融仲介機関」の「金融仲介機関」からの調達利子率を計算)に準拠し、我が国の参照利子率の試算を行っている。我が国では、データ上の制約から、「金融仲介機関」の「金融機関」からの調達利子率となっている。

(我が国の)参照利子率 = FISIM 対象金融仲介機関の金融機関への支払利子

÷ FSIM 対象金融仲介機関の金融機関からの調達残高

② この方式で1980年まで「参照利子率」を遡及計算したところ、80年代に関しては「参照利子率」が「運用利子率」を上回る状況となっている。

参照利子率が運用利子率を上回るのは、80年代において金利が規制されており、金利設定が生じていなかったこと、80年代の基礎データが不足しており、推計に頼らざるを得ないこと等が要因であると考えている。

これまで①で示した参照利子率に何らかの補正を行うことで運用利子率・調達利子率の間に位置する利子率を求める検討を行ってきたが、望む結果が得られない状況である。

このため、i)93SNAにおいても、「金融資産・負債の総額に比例させて配分を実行することができるし、あるいは、その他の適当な金融変数に比例的に配分することもできる」(6.129)

²⁰ ここでいうインターバンク貸出レートとは、以下の式で計算される金融仲介機関どうしの取引の利子率を指す(欧州委員会規定 No.448/98 付録Ⅲ 1(b), Method1)。

参照利子率 = S122 及び S123 間の貸付に対する受取利子 / S122 及び S123 間の貸付残高
この計算においては、インターバンク市場以外の取引も含まれるため、我が国ではノンバンクの銀行からの借入等も含まれる。

として、参照利子率に運用・調達利子率の平均を選択する方法も認めていると考えられること、
ii)カナダは金融仲介機関の運用・調達の残高加重平均利子率、オーストラリアは預金・貸出の単純平均利子率を用いている。

なお、米国は金融仲介機関の米国債からの受取利子率を参照利子率として用いるが、我が国の場合、データの制約から、金融仲介機関の受取利子のうち、国債に係る受取利子のみを集計し、その利子率を計算することは困難である。

(考え方5-C) 以上から、80年代参照利子率は調達利子率と運用利子率の平均(単純または加重)とせざるをえないと考えて、EUでの検討の対象となっていた単純平均(Method4a)を選択するのが妥当と考える。

(1) なお、「参照利子率の計算式を複数認め得るか」という課題にも関係するので適用方法の検討が必要である。

(注) 長期に適用できる「参照利子率」の検討

EU 準拠方式で参照利子率を80年まで遡及したところ運用利子率を上回った。

① 例えば80年の計算は次の通り。

i) 金融仲介機関の金融機関への支払い利子額は17.0兆円調達残高は174.5兆円で、調達利子率(→参照利子率)は9.8%となった。

ii) 他方、運用側で、FISIMの対象となる貸付取引全体の受取利子額は36.6兆円、運用残高474.7兆円で、運用利子率を計算すれば7.7%となる。

② 理由について

i) この理由は、80年代には産業育成等のため貸付金利を低利とする政策がとられていたこともあって、日本の規制があったために、起こる現象であることがわかってきた。(委員会や懇談会での委員の説明がある。)

③ 現実に逆転現象が生じた場合は、例えば次のように対応することも考えられる。

i) 5年毎の基準改定作業で、前基準年と後基準年の間に、EU 準拠方式の参照利子率に逆転がない場合は、この5年間及び補外年の参照利子率は、EU 準拠方式で計算する。

ii) 逆転現象が生ずる年が一年でもあれば、運用利子率と調達利子率をそれぞれの残高で「加重平均」した利子率を求め、参照利子率とする。補外年も同じ計算を行なう。

iii) この場合、方法の切り替えをどのように行なうかが課題となる。

6 マイナスの FISIM について(考え方6)

(1) これまでの検討でマイナスの FISIM への対応が必要となった場面は 3 箇所あった。

① 一国経済に関係する 80 年代に発生するマイナスの FISIM のケースについて。

EU 準拠方式で我が国の参照利率を計算したとき、1980 年代では「参照利率[r]」>「運用利率[a]」となっていることから、式のままに「 $a-r$ 」を計算すれば運用側にマイナスの FISIM が発生する。

② 金融仲介機関の一部である例えばノンバンクのケースについて。

ノンバンクのように「高い金利で調達」し、「より高い金利で運用する」場合、「調達利率[d]」>「参照利率[r]」となります。式のままに「 $r-d$ 」を計算すれば調達側にマイナスの FISIM が発生する。

③ FISIM の輸出入の計算で現れるケース。(輸出入の項目で「対応」を扱います。)

FISIM の輸出入の計算で、国際収支表から受払利率を、資金循環表から調達・運用残高を把握し運用利率と調達利率を計算すれば、「調達利率」>「運用利率」となる場合が多くなる。この輸出入の計算に関する課題に関しては、第 4 回 FISIM 委員会資料 5 でも要因を説明していますし、アンケート関係資料「<補足資料 4-1>マイナスの輸入 FISIM 発生の要因」では一つの対応を試みています。

(2) 1980 年代のマイナスの参照利率

① EU 準拠方式による参照利率を用いた試算では、1980 年代に借り手側にマイナスの FISIM が発生しています。通常は「運用利率」>「参照利率」の関係にあるといえますが、1980 年代にはこの関係が逆転(参照利率>運用利率)してしまい、式のままに計算すれば(運用利率から参照利率を控除)、「マイナスの FISIM」の発生となります。

② しかし、FISIM は「サービス」商品の範疇ですから元来「プラス」の生産額の概念と考えられます。「プラス」概念と矛盾するように見えるこの「マイナスの FISIM」の a 説明や b 解釈が必要となる。

(3) 例えばノンバンクで発生するマイナスの FISIM

① 第 2 のケースとして、ノンバンクのように「高い金利で調達」し、より高い金利で運用する場合、「調達利率」>「参照利率」となります。計算式のままに計算(参照利率から調達利率を控除)すれば、「マイナスの FISIM」の発生となります。

このケースに関しても「サービスはプラス」概念とは矛盾するように見えます。この第 2 の「マイナスの FISIM」の a 説明や b 解釈が必要となる。

(参考)「マイナスの FISIM はありえない」の観点から運用側 FISIM と調達側 FISIM の配分を参照利率との差の絶対値(距離)での分割を試算してみた。

i)概要 FISIM(の総額)の配分にあたっての「配分指標」は、「参照利子額」(←参照利子率と調達側残高、又は参照利子率と調達側残高とから計算)と「現実の受払利子額」との差額を求め、これらにより行うこととなっていると捉える。そしてこの差額は絶対値概念でも常にプラスと考えるべきと考えるので、そのように 93SNA の FISIM 配分の趣旨を考える(解釈する)ことにより、「FISIM の生産」を調達側と運用側に配分することと、更に必要な部門や項目に対応する FISIM 額として配分できるとする対応案を考えた。

ii) <補足資料 4-2>の「2-〈1〉-(2)」(p2)で、(①)利ざやに相当する FISIM の総額がプラスであれば、『金融仲介機関にとっては、「調達側」と「運用側」の双方にプラスの FISIM が発生しているはず。』と、「93SNA のパラ 6.121,6.125,6.127」を根拠にして考えようとしています。<補足資料 4-2>での記述箇所を参照。

- ① 「パラ 6.121」 → 調達側に対しても運用側に対しても「金融仲介サービス」の提供がある。 → 調達側にも運用側にも FISIM の生産がある、と考えるべきと考えた。
- ② 「パラ 6.125」→ FISIM の大きさはほぼ利ざやに相当するとしている。 → 商業でいうマージン(「売上額」マイナス「仕入額」)に近い概念として捉えていると考える。
- ③ 「パラ 6.127」→ 参照利子率を用いて計算される(資金の)貸し手が「受け取るはずの利子」と実際に受け取った利子との差額や、貸付等に対して実際に課せられた利子と参照利子率を用いて計算される「支払われるはずの額」との差額を用いて産出総額の配分を行う。 → これらの差額は「プラス」概念といえる、と考えた。
→ 産出総額(FISIM)がプラスであれば、「調達側の産出(FISIM)」も「調達側の産出(FISIM)」もプラスとなる、と考えた。

iii) 以上のようにして、FISIM の産出額を様々な利用者に配分する場合、「とるべき一つの可能性は、現実の支払利子率・受取利子率と「参照」利子率との差額に基づいて配分することである。」(6.127) のように考えて、運用側の FISIM と調達側の FISIM を推計すれば、被分割(被配分)FISIM の産出総額がプラスであり、プラスの配分指標で配分することになるので、配分結果は全てがプラスとなるはず、と考えた。

iv) 上記「問3-1」のケースは、我が国の一国経済(全体)を見た時に、「参照利子率」と「運用利子率」との関係が逆転していますが、ここでは項目を逆にした計算、参照利子率から運用利子率を控除する、か絶対値をとれば、プラスの FISIM となります。また、上記「問3-2」のケースは、ノンバンク(例として)のように「高い金利で調達」し、より高い金利で運用する場合、「調達利子率」>「参照利子率」となる。しかしここでの計算では、「調達利子率から参照利子率を控除する」か「絶対値をとれば」、「プラスの FISIM」の発生となる。

7. FISIM の配分(考え方8)

(1) 個別部門の FISIM の計測方法

制度部門別あるいは個々の FISIM を計測し積み上げる方式ではなく、調達側 FISIM 総額、

運用側 FISIM 総額を計測後、それぞれを制度部門別に配分する。

(2) 運用側、調達側 FISIM 総額の把握

FISIM の産出額は、FISIM 対象金融仲介機関の FISIM 対象金融商品に係る受取利率 r_a ・支払利率 r_l と資産残高 S_a ・負債残高 S_l 、参照利率 r_r を用い、以下の算式で、資金の借り手側(a)、貸し手側(l)を求める。それぞれを合計すれば FISIM 総額となる。

$$\text{FISIM 総額} = \text{運用側 FISIM 総額 (a)} + \text{調達側 FISIM 総額 (l)} = (r_a - r_r) \times S_a + (r_r - r_l) \times S_l$$

(3) 配分方法

基礎データの制約から、借り手側、貸し手側の FISIM 総額を「FISIM 的金額(FISIM')」の構成比で各制度部門に配分する手法を取らざるを得ない。

(4) 借り手側 FISIM の配分

制度部門毎に金融機関(金融仲介機関の他、保険会社等を含む)への支払利率・金融機関からの借入残高を推計し、参照利率を用いて、制度部門別の FISIM' (仮計算値)を計測し、この FISIM' に従って借り手 FISIM の国内消費総額を制度部門別に配分する。

しかしながら、制度部門によっては FISIM' がマイナスとなることがある。こうした時の対応としては各制度部門の保有する FISIM 対象金融負債(預金及び金融債)の残高に従って(P)借り手側の FISIM の国内消費総額を配分する。

(論点7) マイナスの FISIM は認められない。

(論点8) 「FISIM' がマイナス」の発生箇所について。この理由だけで基本方式を変更する理由とはならないのではないか。

(5) 貸し手側 FISIM の配分

本来は FISIM' を求めこの構成比で配分すべきところではあるが、各制度部門が金融仲介機関から受取る利子の把握は困難であることと、他方「金融機関グループ」(金融資産)別には預金利率に差はないものと考え、各制度部門の保有する FISIM 対象金融資産(預金及び金融債)の残高に従って貸し手側の FISIM の国内消費総額を配分することとする。

貸出金利とは異なり、預金金利は実際には、制度部門別にそれほど大きな差はないと考えられるため、この方法によってもほぼ適切な結果が得られると考えられる。

(6) 金融仲介機関同士の取引

金融仲介機関同士の取引利率は、93SNA6.128.において、「リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスを含まない率」と定義される。ただし、96年のEUの合意として「金融仲介機関相互の取引についても FISIM を発生させると考える。」とされていることから、個々の取引をみると「金利設定」が行なわれて FISIM の発生は認められるが、金融仲介機関全体では相殺されて FISIM の発生はゼロとなる。

一部の説明に以下の説明があるが想定が限定され、しかも「見なし」が入るため採用しない。発生があっても相殺されると考える方が「見なし」もなく論理的と考える。

(この説明はとらない)「金融仲介機関同士の取引利子は参照利子率に近似していると考えられるため、概念上、金融仲介機関同士での取引において価格コントロールは行われぬ(= FISIM は産出されない)と解釈する。」

(7) リスクプレミアムの排除

運用利子率、調達利子率にはリスクプレミアムが含まれていることから、運用側のリスクプレミアム Σ を a とし、調達側のリスクプレミアム Σ を b とすると、 $a > b$ の場合産出額が過大に、 $a < b$ の場合産出額が過小となっている可能性がある。これは現行の帰属利子でも考慮していない問題である。ただし、帰属利子の場合、全額中間消費の取り扱いを行っており、実質的な影響はない。しかしながら、FISIM は最終消費にも配分を行うことから、FISIM の過大評価は GDP の過大評価となる。

(←これまでの議論は参照利子率に関する「リスクプレミアム排除」の議論であったが、ここでは EU 方式では参照利子率に関係しない運用側と調達側にも「リスクプレミアム」が含まれるという指摘となっている。)

リスクプレミアム分の利子額は保険料的なものとして徴収される。実際保険料であれば準備金の増減によりその額の把握が可能であるが、貸出・借入の際のリスクプレミアムと財務諸表上の貸倒引当繰入額・取崩額はマッチングしていない。このため、実際に受取り利子から過大なリスクプレミアム分だけを取り除く作業は困難である。経済情勢の変化により、一時期に不良債権が増加する場合も想定される。よってリスクプレミアムについては、今回の FISIM 推計では考慮しない取り扱いとするが、本系列への導入にかかる重要な検討事項とする。

(論点5A) 別の解釈としては、「リスクプレミアムをできるだけ排除する…」としているだけで、含まないとは言っていない。「リスクプレミアムを含んだものをサービス」といえる可能性はないのか。

8. 輸出入(考え方8)

- (1) EU 案では、クロスボーダーの預金・貸出取引の利子フロー・残高を集計し、居住者金融仲介機関と非居住者金融仲介機関の取引に係る利子率を参照利子率として計測している。なお添付資料<参考 5-1-2-1>「欧州統計委員会会議規定 No.448/98・・・」の p10 の中段に、FISIM の輸出入に係る参照利子率に関する EU での考え方が示されている。
- (2) 我が国の場合、国際収支統計の利子フローと資金循環統計の残高を利用すると、運用・調達利回りが逆転してしまう。このようなことが生ずる主要な理由は、非居住者が我が国から調達した資金を元にして、我が国居住者向けだけに運用しているわけではない。

い、という当然のことが数字に表れているにすぎない。したがって国際収支統計の利子フローと資金循環統計の残高だけを利用してマイナスの FISIM 額の輸出入とすることには無理がある。

本来であれば、非居住者の金融仲介機関別の我が国への FISIM 輸出額を我が国の輸入額として受け入れ、集計する等、あるいは通貨別に我が国への FISIM 輸出額を我が国の輸入額として把握すべきである。(海外支店の扱いの確認)

このため、利子フローの把握に、都銀の国際業務利子率を利用する手法を採用する。ただし、都銀の国際業務利子率を用いる手法でも輸入側でマイナスが出る年度がある。この要因は通貨毎に利子率の水準が異なることによるものであるため、東京市場の主要通貨の為替取引量の割合で通貨毎の参照利子率を求めて補正を行う。

(3) 都銀の国際業務利子率を利用する手法

(i) 都銀の国際業務利子率を非居住者金融仲介機関の利子率とみなす方法である。

① 「全国銀行」の「国際業務利子率」を 1990 年度以降 2003 年まで試算したところ、2000 年度以降の 4 ヶ年に関して輸入側 FISIM「調達利子率」が「運用利子率」を上回りマイナスの FISIM 輸入の状況となっている。(第 4 回 FISIM 委員会資料 5,P5。「1 国際業務利子率方式(今回の<補足資料 4-1>,p2,1-A に対応)」。この 1-A のケースでは、輸出、輸入に共通の参照利子率を計算して求め用いている。)

② このマイナスの意味は、冒頭(2)の整理によれば、非居住者の居住者側との取引は、通貨毎に整理すれば預金や貸付に偏っている可能性があり、国際収支表の利子額を資金循環表の残高で除すと「運用利子率」<「調達利子率」となる。この場合はマイナスの FISIM が発生することになる(円ベースでみるので為替レートの関係もある)。マイナスとなることは上の背景が有ることから有り得ることとされます。

ただし、FISIM は「プラス」の概念であるべきと考えますと、この受取利子額のマイナスが即マイナスの FISIM というのではなく、運用側と調達側のプラスの FISIM それぞれを配分することにより、「プラス」の FISIM が計算されることとなります。

③ [1-B (<補足資料 4-1>,p2)] このため①の国際業務利子率を用いた計算を都銀の財務諸表からより丁寧な計算をしたところ、「運用利子率」<「調達利子率」の状況は 2000 年と 2001 年の 2 ヶ年となった。これらの決算書計数に基づき輸出側と輸入側のそれぞれに参照利子率を置く方式で試算したものが、ケース 1-B である。この 2 ヶ年に関しては輸入 FISIM がマイナスになった。

④ [1-C (<補足資料 4-1>,p2)] の試算は、「1-B」でマイナスの輸入 FISIM が発生した年次に関して、試験的に主要通貨別に推計した FISIM の合計値を補助系列に用いて試算している。通貨別のウエイトを BIS の統計から東京での扱い通貨量構成比を求め資金循環表の残高を分割し、これらを基に通貨別の輸入 FISIM を推計し合計している。補助系列の伸び率とプラス年次の 1999 年輸入 FISIM と 2002 年輸入 FISIM を接

続した系列となっている。

⑤ 輸入に関しては、居住者(わが国)の「参照利子率」とは別の非居住者「参照利子率」を用いることになる。通貨毎に参照利子率があってもいいと考えますか。

⑥ FISIM の輸出は、国内の金融仲介機関の FISIM の配分先であることから、FISIM の輸出分は国内の参照利子率を使用することが可能と考える。

9. 実質化(考え方9)

(1) FISIM のデフレーターについて

- ① FISIM のデフレーターは、2つの部分に分解して考えることとなる。金利(参照利子率との率差)部分と残高部分です。
- ② 「運用部分」をより詳しくみると次のようになる。
 - a. 「運用利子率と参照利子率との率差」部分と、
 - b. 運用残高部分です。
- ③ 「調達部分」をより詳しくみると次のようになる。
 - a. 「参照利子率と調達利子率との率差」部分と、
 - b. 調達残高部分です。
- ④ このように、残高部分とは運用残高部分と調達残高部分をさすので、それぞれの残高に相応しいデフレーターを探すこととなる。
- ② 残高に相応しいデフレーターを考えると、その残高を消費対象として消費する側から考えることも、その残高を生産する側のコスト面から考えることができる。
- ③ 第4回の委員会で林委員からのご提案は、生産する側からのものと整理することができます。FISIM の消費先としては中間消費としても最終消費としても出てきますから、むしろ生産側からの整理と把握が適当と考えます。従って FISIM 分を除いた商品分のデフレーターで実質化することが可能と考えます。
- ④ 処理は次のように考えることかと考えました。(i)まず、FISIM を要素としないデフレーターを、名目 FISIM に適用して求めた FISIM' 実質値と、FISIM を含まない名目 GDP' に適用して求めた実質 GDP' とから FISIM を含む実質 GDP を求める。(ii)次にこの FISIM を含む実質 GDP と FISIM を含む名目 GDP とから GDP デフレーターを合成する(インプリシットに求める)。FISIM の実質化はこの GDP デフレーターを用いて実施する手順になると考える。

10. 公表の仕方

(考え方10)

FISIM は従来 GDP にはカウントされなかった金融仲介サービスを明示的に計上するという点で現行推計とは異なった考え方をとるものであるが、金融サービス産出額を特別扱いせず一般の通常の財サービスとして扱えるより望ましい方向に近づくものである。従って、FISIM を導入する方向で検討を進めるべきであるが、まだ検討を要する点が残されていることや、導入の考え方を周知し、また導入の効果を十分見極める必要があることから、直ちに現行推計体系に組み入れることは行わず、今後の委員会の議論を経た上で、当面は参考試算値として公表することとする。

(1) FISIM の導入

FISIM の導入により、「金融サービス」算出額が従来の帰属利子方式によるものとの間にかなりの差が生ずる可能性があります。また、FISIM は一般の商品と同じ扱いとなることから GDP や GDE にも影響することとなる。

(2) 参考、海外(EU 諸国)の導入予定時期

資料 参照

(3-1) 表章形式

図表 8.1 金額

	GDP	GDP(FISIM含む)	差額
1999			
2000			
2001			
2002			
2003			
2004			

図表 8.2 伸び率

	GDP	GDP(FISIM含む)	差額
1999			
2000			
2001			
2002			
2003			
2004			

図表 8.3 詳細

		1999	2000	2001	2002	2003	2004
国内産出額	総額						
	借り手						
	貸し手						
輸出額	総額						
	借り手						
	貸し手						
輸入額	総額						
	借り手						
	貸し手						
国内消費額	総額						
	借り手						
	貸し手						
制度部門別消費額	金融機関						
	借り手						
	貸し手						
	非金融法人						
	借り手						
	貸し手						
	一般政府						
	借り手						
	貸し手						
	家計						
	借り手						
	貸し手						
	内消費者家計						
	借り手						
	貸し手						
内家計企業							
借り手							
貸し手							
対家計民間非営利							
借り手							
貸し手							
中間消費							
借り手							
貸し手							
最終消費							
借り手							
貸し手							

中間消費 = 金融機関 + 非金融法人 + 内家計企業

最終消費 = 一般政府 + 消費者家計 + 対家計民間非営利

(3-2). 計算

7-(2)で示した計算により、FISIM 産出総額(図表 10.1)を求める。

図表 10.1

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
① 運用資産残高平残(国内ベース)	1,655,528,000	1,605,840,000	1,525,951,950	1,451,964,900
② 受取利子(国内ベース)	48,951,376	43,324,539	38,875,370	35,260,767
③ 運用利回り	2.957%	2.698%	2.548%	2.428%
④ 調達負債残高平残(国内ベース)	1,963,268,400	1,908,860,600	1,817,614,250	1,754,972,150
⑤ 支払利子(国内ベース)	35,903,264	27,108,593	21,039,223	18,372,823
⑥ 調達利回り	1.829%	1.420%	1.158%	1.047%
⑦ 調達残高平残	787,905,650	741,550,200	679,143,400	636,014,750
⑧ 支払利子	18,487,741	15,567,978	13,287,453	11,481,762
⑨ 参照利率	2.346%	2.099%	1.957%	1.805%
⑩ FISIM産出総額	20,269,058	22,577,509	23,542,525	22,358,033
⑪ 借り手(運用)	10,105,388	9,611,810	9,020,093	9,048,930
⑫ 貸し手(調達)	10,163,671	12,965,699	14,522,432	13,309,103
⑬ (参考)現行帰属利子	23,384,852	26,298,841	26,890,314	25,852,521
⑭ 差額(現行帰属利子-FISIM)	3,115,794	3,721,332	3,347,789	3,494,488

図表 10.2 集計概要

式		項目の集計概要
① 運用資産残高平残(国内ベース)	①	資金循環統計より、FISIM対象機関である銀行等、郵便貯金、公的金融機関、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカー(証券会社分除く)の預金・貸出・金融債の資産項目を抽出し、本支店勘定(P/Lに反映されないため)および日銀(別途推計するため)との取引分を控除している。
② 受取利子(国内ベース)	②	FISIM対象機関の財務諸表および推計により、FISIM対象商品にかかる受取利子を抽出し、国内ベースに変換(財務諸表は事業所ベースのため)。
③ 運用利回り	③=②/①	—
④ 調達負債残高平残(国内ベース)	④	資金循環統計より、FISIM対象機関である銀行等、郵便貯金、公的金融機関、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカー(証券会社分除く)の預金・貸出・金融債の負債項目を加算し、本支店勘定(P/Lに反映されないため)および日銀(別途推計するため)との取引分を控除している。
⑤ 支払利子(国内ベース)	⑤	FISIM対象機関の財務諸表および推計により、FISIM対象商品にかかる支払利子を抽出し、国内ベースに変換。
⑥ 調達利回り	⑥=⑤/④	—
⑦ 調達残高平残	⑦=⑥/⑤	資金循環統計および推計により、FISIM対象機関の金融機関からのFISIM対象商品での調達残高を把握。
⑧ 支払利子	⑧	FISIM対象機関の財務諸表および推計により、金融機関からのFISIM対象商品での調達にかかる利子を抽出し、国内ベースに変換。
⑨ 参照利率	⑨=⑧/⑦	金融仲介機関が金融機関からFISIM対象商品で調達した時の利率
⑩ FISIM産出総額	⑩=⑪+⑫	—
⑪ 借り手(運用)	⑪=①*(③-⑨)	—
⑫ 貸し手(調達)	⑫=④*(⑨-⑥)	—
⑬ (参考)現行帰属利子	⑬	—
⑭ 差額(現行帰属利子-FISIM)	⑭=⑬-⑩	—

10.5 配分

7-(4),(5)で示したように FISIM で把握した借り手側、貸し手側の FISIM 産出総額 を FISIM' 構成比で各制度部門に配分する。2000 年度の貸し手側を例とすると、図表 10.1 でも求めた貸し手側 FISIM:10,163,671 百万円を図表 10.3 の比率で配分する。その結果が図表 10.4 である。

☆計数は FISIM' に合わせる。

図表 10.3

預金・金融債資産平残

単位:百万円

	2000年度	比率
金融機関	463,520,350	
内FISIM対象機関	415,114,600	
①内その他の金融機関	48,405,750	4.1%
②非金融法人	169,236,700	14.4%
③一般政府	208,950,050	17.8%
④家計	729,687,250	62.0%
内消費者家計	581,525,917	49.4%
内家計企業	148,161,333	12.6%
⑤対家計民間非営利	20,638,000	1.8%
①～⑤計	1,176,917,750	100.0%

FISIM 対象機関には貸し手側の輸入 FISIM を配分する。

図表 10.4

制度部門別貸し手FISIM消費額(名目)

単位:百万円
2000年度

金融機関	
内FISIM対象機関	
①内その他の金融機関	418,024
②非金融法人	1,461,501
③一般政府	1,804,459
④家計	6,301,461
内消費者家計	5,021,964
内家計企業	1,279,497
⑤対家計民間非営利	178,226
国内消費額合計	10,163,671
内最終消費	7,004,649
内中間消費	3,159,022

☆ 輸出、輸入項目を入れる。

☆ 右欄には構成比。

中間消費＝金融機関＋非金融法人＋内家計企業

最終消費＝一般政府＋消費者家計＋対家計民間非営利

(以上)